欧州特許庁（EPO）、欧州における女性とSTEM・特許活動の実態を大規模データで可視化

2026年3月26日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）の観測部門（Observatory on Patents and Technology）は、欧州の研究・イノベーション分野における女性の参加状況を、特許データを中心に多角的に分析した報告書「Advancing women in STEM」を2026年3月3日に公表した。本報告書は、女性発明者の割合（Women Inventor Rate: WIR）の長期推移に加え、特許スタートアップの創業者構成、特許関連専門職、さらにはSTEM博士課程修了者のキャリアパスまでを一体的に扱う点に特徴がある。

- 女性発明者率（WIR）の推移と分野差

報告書によれば、欧州特許庁への特許出願における女性発明者率は、1970年代後半の約2%から、2019年には13%、2022年には13.8%へと緩やかに上昇している。また、「少なくとも1人の女性発明者を含む特許出願」の割合も、1980年頃の4%未満から2022年には24.1%まで増加している。

技術分野別に見ると、医薬品、バイオテクノロジー、食品化学などの分野では女性発明者率が3割前後と高い一方、機械要素、工作機械、通信の基礎プロセスといった機械・工学系分野では5%前後にとどまる。さらに、大学・公的研究機関では女性発明者率が24.4%と比較的高いのに対し、企業出願では11～12%程度と低い水準にある。

これらの結果は、女性発明者の割合が分野や組織類型によって大きく異なるという事実を示すものであり、その理由についての分析は本報告書の射程外とされている。

- 「expected WIR」と国別ギャップの位置づけ

本報告書では、国ごとの女性発明者率の違いを整理するため、「expected WIR（期待される女性発明者率）」という指標を用いている。これは、各国の技術分野構成や出願人タイプ構成（大学・公的研究機関・企業など）を固定した上で、各分野・各タイプにおける女性発明者率をEPC加盟国全体の平均値で置き換えた場合に得られる仮想的な値である。

このexpected WIRと実際の観測値との差は「WIRギャップ」として示されており、技術分野構成や出願人タイプ構成を考慮しても、加盟国の多くで正または負のギャップが残ることが図表で示されている。

ただし、expected WIRは加盟国平均を基準とした構成調整値であるため、社会的・産業的背景の異なる各国において、実際の女性発明者率がこの平均値と一致しないこと自体は統計的に自然な結果である。報告書でも、ギャップが残ることをもって特定の国に「問題」や「異常」があると評価する記述は見られない。

報告書中では、これらのギャップについて「文化的・制度的要因が影響している可能性がある」との言及はあるものの、どの要因がどの国でどの程度影響しているのかを特定する分析や、因果関係を検証する分析は行われていない。

➢ 特許専門職・スタートアップ・博士人材の分析

特許関連専門職については、欧州特許弁理士に占める女性比率が 2025 年時点で 29.2%、EPO 審査官では 25.5%と報告されている。発明者に比べると女性比率は高いが、その背景について定量的な分析は示されていない。

また、特許出願を行うスタートアップでは、女性創業者を含む企業の割合が約 13.5%と、非特許スタートアップより低い水準にあることが示されている。企業の成長段階が進むにつれて女性創業者の割合が低下する傾向も示されているが、これについても原因分析や政策評価は行われていない。

STEM 博士課程修了者の追跡分析では、女性博士は男性博士と比べて特許活動への参加率が低い一方、博士在学中に発表した論文のうち、特許に引用される研究成果の割合には大きな男女差が見られないことが示されている。ここでも、研究成果の質ではなく、キャリア移行の段階で差が生じているという「状況」が示されるにとどまる。

以上のように、本報告書は欧州における女性の STEM・特許活動について、極めて多くの指標を用いて「割合」や「差」を可視化している。一方で、以下の点については扱っていない。

第一に、因果関係の特定や政策効果の検証である。報告書全体を通じて示されているのは、相関関係や条件付きの差であり、特定の制度、慣行、支援策が女性の参加率を押し上げた、あるいは押し下げたといった因果的結論は示されていない。各国や EU の施策紹介も行われているが、その効果を定量的に評価する分析は含まれていない。

第二に、特許の質や経済的価値の男女差についての独自分析は行われていない。特許件数や参加率が主な指標であり、特許の被引用数や市場価値を用いた比較は、本報告書の分析範囲外である。

第三に、特許に現れないイノベーション活動（オープンソース、営業秘密、非特許型ビジネスモデル等）は対象外であり、本報告書の結果はあくまで「特許に表れる活動」に限定されている。

このように、本報告書は、欧州の研究・イノベーション・特許エコシステムにおいて、女性の参加が「どの段階で」「どの程度」乖離しているのかを明らかにすることに主眼を置いた、いわば現状把握型の調査である。その乖離の背景にある要因の解明や、どの政策・制度がどのような影響を与えているのかといった点については、今後のさらなる分析に委ねられている。

女性の研究・発明・起業への参加をめぐる議論が各国で続く中で、本報告書は、まず事実関係を丁寧に整理するための基礎資料として位置づけられる。今後、こうした記述的分析を踏まえ、より踏み込んだ因果分析や制度比較がどのように展開されていくのかが注目される。

－EPO のプレスリリース等は、以下参照 －

（プレスリリース）

https://www.epo.org/en/news-events/news/fewer-1-10-patenting-startup-founders-woman

（調査報告書）

https://link.epo.org/web/publications/studies/en-advancing-women-in-stem.pdf

－EPO の観測部門に関する欧州知財ニュースは、以下参照 －

- 欧州特許庁（EPO）、観測部門の 2026–2027 年作業計画を正式発表（2025 年 10 月 13 日）（PDF）